

## ユニケア岡部 通所リハビリテーション利用料金表(介護1～5)

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	☑
9:15～16:20	734	868	1006	1166	1325	
サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	☑
9:15～12:00	375	431	488	544	601	

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調・在宅復帰等により、個々により異なります

項目	単位	内容	☑
リハビリテーション提供体制加算	28/回	3時間以上の利用の方で、理学療法士、作業療法士の合計数が、利用者数が25又は端数を増すごとにの1以上であると加算されます	
入浴介助加算(Ⅰ)	40/日	入浴介助を適切に行う人員及び設備を有して、入浴介助を行うと加算されます	
入浴介助加算(Ⅱ)	60/日	・理学療法士や介護福祉士等が自宅訪問し、浴室内動作や環境を評価している ・介助により入浴が難しい環境下は、訪問職員等が、ケアマネ等と連携し、福祉用具や住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う ・理学療法士等が、医師と連携下で、身体状況や浴室環境の入浴計画を作成 ・上記の計画に基づき、個浴や自宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う	
リハビリマネージメント加算(A)イ	6か月以内	①医師がリハビリ内容を指示をする ②自宅等にてケアマネを踏まえて会議を行う ③ケアマネに対して実施内容の情報を提供する ④生活上の留意点等の助言を行う ⑤リハビリの計画を事業所職員が説明する ※上記がいつでも満たされる時に加算されます	
	6か月超		
リハビリマネージメント加算(A)ロ	6か月以内	上記(Aのイ)をふまえ計画内容等の情報を厚生労働省に提出	
	6か月超		
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110/日	理学療法士等が、退院(所)日又は認定日から3ヵ月以内に、リハビリ行うと加算	
栄養アセスメント加算	50/月	・管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントを実施・説明し国に情報を提出	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150/回	・看護職員を1名以上配置し口腔機能改善管理指導計画を作成していること ・上記の計画に従い看護職員が口腔機能を定期的に記録し定期的に評価する ※3ヵ月以内の期間に限り1ヵ月に2回を限度として算定可(ただし、3ヵ月ごとの評価の結果、引き続き行う際は、引き続き算定可)。	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160/回	上記の(Ⅰ)に加え、情報を国に提出し、口腔機能向上の実施にあたっていること ※原則3月以内、月2回を限度。	
重度療養管理加算	100/日	要介護3～5の方に、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリを行った場合。	
中重度ケア体制加算	20/日	・国の要件を満たす員数に加え、介護職員又は看護職員を1以上確保している ・一定期間で総数のうち、要介護3～5の方の割合が100分の30以上であること ・リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1名以上配置していること	
科学的介護推進体制加算	40/月	・ADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況、心身状況等の情報を、国に提出する	
送迎を行わない場合	-47/片道	送迎を行わない時は片道当たり所定単位数から減算します	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22/回	介護福祉士70%以上いると加算されます	
災害・感染における利用者数の減少加算		感染又は災害の発生を理由とする利用者数の減少時は、国が定めた条件が当てはまる際は、3ヶ月以内に限り所定単位数の3%を加算します	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1ヵ月の所定単位数の4.7%を加算します	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1ヵ月の所定単位数の2.0%を加算します	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・令和3年4月1日～9月末までの間は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に0.1%上乘せられます

・上記の表は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。詳細に関しては職員に確認をして頂くか、QRコードからも確認できます

・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります



## ユニケア岡部（予防）通所リハビリテーション利用料金表(要支援1～2)

介護区分	要支援1 <b>2053</b>	要支援2 <b>3999</b>	☑
------	---------------------	---------------------	---

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調・在宅復帰等により、個々により異なります

項目	単位	内容	☑
運動器機能向上加算	225/月	・理学療法士、作業療法士を1名以上配置し、多職種が共同して計画を作成こと ・計画に従い、理学療法士等が運動器機能向上サービスを行い記録をすること ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること	
栄養アセスメント加算	50/月	・管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントを実施・説明し国に情報を提出	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150/回	・看護職員を1名以上配置し口腔機能改善管理指導計画を作成していること ・上記の計画に従い看護職員が口腔機能を定期的に記録し定期的に評価する ※3カ月以内の期間に限り1カ月に2回を限度として算定可 (ただし、3カ月ごとの評価の結果、引き続き行う際は、引き続き算定可)	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160/回	上記の(Ⅰ)に加え、情報を国に提出し、口腔機能向上の実施にあたっていること ※原則3月以内、月2回を限度	
科学的介護推進体制加算	40/月	・ADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況、心身状況等の情報を、国に提出する	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	要支援1 88/月	介護福祉士70%以上いると加算されます	
	要支援2 176/月		
選択的サービス 複数実施加算	(Ⅰ) 480/月	・運動器機能、栄養改善、口腔機能向のうち、2種類のサービスを実施していること ・上記の選択的サービスのうちいずれかを1カ月につき2回以上行っていること	
	(Ⅱ) 700/月		・運動器機能、栄養改善、口腔機能向のうち、3種類のサービスを実施していること ・上記の選択的サービスのうちいずれかを1カ月につき2回以上行っていること
事業所評価加算	120/月	・定められた基準に適合し県に届け出て、選択的サービスを行っていること ・評価対象期間における事業所の実用人員数が10名以上であること。 ・国の定めた算出式満たすこと。	
12カ月を超えた際の減算	要支援1 -20/月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定予防通所リハビリテーションを行う場合	
	要支援2 -40/月		
災害・感染における利用者数の減少加算		感染又は災害の発生を理由とする利用者数の減少時は、国が定めた条件が当てはまる際は、3ヶ月以内に限り所定単位数の3%を加算します	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1カ月の所定単位数の4.7%を加算します	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1カ月の所定単位数の2.0%を加算します	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・令和3年4月1日～9月末までの間は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せされます

・上記の表は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。詳細に関しては職員に確認して頂くか、QRコードからも確認できます

・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります

令和3年介護報酬改定資料



## ユニケア岡部通所リハビリ 物品値段表

日常生活費		教養娯楽費		材料費					
マスク	10円	連絡帳	130円	テガダーム5cm幅	10cm	35円	ハミングット	190円	
紙おむつ	100円	帳面袋	250円	テガダーム10cm幅	10cm	55円	包帯(7.5cm巾)	30円	
リハビリパンツ	130円	写真代	35円	カテリーパット	60	35円	ネット	10cm	20円
パット	30円	おやつ代	70円	カテリーパット	120	110円	滅菌棒付き綿棒(大)	16円	
洗濯代	100円	昼食代	570円	ガーゼ		10円	滅菌棒付き綿棒(小)	9円	
パンツ	250円			ディスポ注射器		100円	カット判	5円	
歯ブラシ	35円			吸引チューブ		50円	ビニールパット	50円	
				ケーエーG浣腸	60ml	140円	チンカラー	1560円	
				プラスチック手袋		330円	ネラトンカテーテル	65円	

※上記の価格は在庫・仕入れ等により変動をする可能性があります